

議案第 64 号

福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の
一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和2年12月 2日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例の
一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 56 年条例
第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 6 条」を「次条」に改める。

附則第 3 項中「これら」を「同項」に、「特例基準割合（当該年の前年に」を
「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」
を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「この条において」及び「（以
下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準
割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」
に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規
定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0.1 パーセント未満の
割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡広域都市計画太宰府市下水道事業受益者負担に
関する条例附則第 3 項及び第 4 項の規定は、前項に掲げる規定の施行の日以降
の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金につ
いては、なお従前の例による。